

予防接種の助成期限にご注意を

大人の予防接種

大人の定期予防接種

成人肺炎球菌予防接種の定期予防接種の対象者は、年度毎に異なります。平成27年度の対象者の方の接種期限は、平成28年3月31日(木)までです。対象者の方で、予防票がない方は、健康増進課で再発行する事ができます。

詳しくは、健康増進課へご連絡ください。

※対象者など詳細につきましては、対象者の方に4月下旬に郵送した通知または広報つくばみらい4月号をご参照ください。

大人の任意予防接種

平成27年度に受けた大人の風しん抗体検査・大人の風しん予防接種の助成申請は、平成28年3月31日(木)までとなります。それ以降の申請は、助成対象外となりますので、ご注意ください。※対象者等助成内容について

は、広報つくばみらい6月号をご参照ください。

子どもの予防接種

子どもの定期予防接種

入院・入所などやむを得ない事情で、平成27年4月1日～平成28年3月31日までの間に定期予防接種を茨城県内定期予防接種広域事業協力医療機関外で全額自己負担で受けた方は、償還払い制度があります。

該当する方は、平成28年3月31日までに、①接種額が証明できる領収書②接種したことが証明できるもの(母子健康手帳など)③印鑑を持参の上、健康増進課(保健福祉センター内)窓口へご申請ください。

子どもの任意予防接種

子どもの任意予防接種助成対象者で、小児季節性インフルエンザ予防接種を平成27年10月1日～平成28年1月31日までに接



種した方、おたふくかぜ予防接種を平成27年4月1日～平成28年3月31日までに接種した方で、市任意予防接種協力医療機関外で接種した方は、償還払い制度があります。助成を希望する方は、平成28年3月31日(木)までに、①接種額が証明できる領収書②接種したことが証明できるもの(母子健康手帳など)③印鑑を持参の上、健康増進課(保健福祉センター)窓口へ申請してください。

※対象者など助成内容の詳細については、広報つくばみらい9月号をご参照ください。

問 健康増進課(保健福祉センター内) ☎25・2100

くらしのQ&A

高吸水性樹脂製品の誤飲

Q

水で膨らむボール状の樹脂製品の誤飲事故があると聞きました。気を付けることを教えてください。(30代・女性)

A

水を吸うと膨らむ樹脂製品(高吸水性樹脂製品)は、製品の重さの100～1000倍の水を吸収し、ゼリー状になります。

インテリア・ディスプレイ用品、芳香剤・消臭剤、園芸用品、紙おむつなどに使われていて、誤って飲み込んでしまうと体内で膨らむ危険性があります。

子どもが誤飲した直径1.5センチのボール状のインテリア用品が、体内で直径4センチに膨らみ、十二指腸を塞いだため手術で取り出した例もあり、注意が必要です。

水で膨らみ巨大化!

もし誤飲した場合、すぐに医療機関を受診し、高吸水性樹脂製品を誤飲したことやその大きさを伝え、商品やパッケージがあれば医師に見せてください。誤飲事故を防ぐためには、商品を手どもの目や手の届かない場所に保管することが大切です。

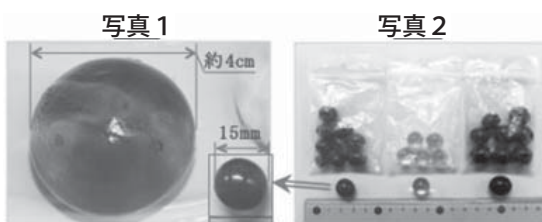


写真1 手術で摘出された異物(左)、同型品(右下)
写真2 同型品

消費生活センターイメージキャラクター『まみりん』



問 市消費生活センター(谷和原庁舎1階) ☎25・3288